

# 令和5年度青森県献血推進協議会

日時：令和6年2月16日（金）

14：00～15：30

場所：リンクステーションホール青森 4階 小会議室（1）

## 次 第

### 1 開 会

### 2 挨拶

### 3 報 告

（1）令和5年度における主要献血推進事業実施状況について（資料1）

（2）令和5年度献血実績及び血液製剤の供給状況等について（資料2）

### 4 協 議

（1）令和6年度青森県献血推進計画（案）について（資料3-1、3-2）

（2）令和6年度献血受入計画（案）、市町村別献血受入計画（案）、献血バス等運行計画（案）について（資料4）

### 5 その他

### 6 閉 会

## 青森県献血推進協議会運営要綱

### (設 置)

第1 献血思想の普及啓発と献血事業の適正な運営を図るため、青森県献血推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### (業 務)

第2 協議会は次に掲げる事項について協議する。

- (1) 献血思想の普及啓発のための広報活動
- (2) 献血者確保及び血液製剤需給の計画
- (3) その他献血の推進事業

### (組 織)

第3 協議会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

2 協議会の会長は知事とし、委員は35名以内で、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 医師会等の医療関係団体の代表
- (2) 日本赤十字社青森県支部及びその組織の代表
- (3) 県議会、市長会及び町村会の代表
- (4) 商工会議所、経営者協会等の代表
- (5) 労働組合及び健康保険組合の代表
- (6) 学校長会の代表
- (7) 婦人会及び青年団体等の代表
- (8) 社会福祉関係団体の代表
- (9) 学識経験者
- (10) 関係行政機関
- (11) その他必要と認められる各種団体の代表

3 副会長は2名とし委員の互選によって定める。

4 会長は会務を総理する。

5 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

6 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

### (会 議)

第4 会議は、必要に応じ会長が招集し、会長が会議の議長となる。

### (専門部会)

第5 協議会は必要に応じ、特別な事項を協議するために、専門部会を開くことができる。

### (庶 務)

第6 協議会の庶務は健康福祉部医療薬務課において行う。

### (補 則)

第7 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し、必要な事項は会長が定める。

附 則 この要綱は、昭和39年11月24日から実施する。

附 則 この要綱は、平成 3年 6月 1日から実施する。

附 則 この要綱は、平成12年 1月31日から実施する。

附 則 この要綱は、平成13年 4月 1日から実施する。

附 則 この要綱は、平成14年 4月 1日から実施する。

附 則 この要綱は、平成16年 4月 1日から実施する。

附 則 この要綱は、平成18年 1月12日から実施する。

附 則 この要綱は、令和 4年 4月 1日から実施する。